

# 新型コロナウイルス感染症対策「新しい学校生活様式」

☆太字についてはご家庭のご協力をお願いいたします☆

## I 感染症対策の徹底について

### 1 基本的な感染対策について

#### (1) 基本的な対策について

##### ① 感染症対策ののポイント

###### ア 感染源を絶ちます

- ・発熱等の風邪症状がみられる児童（教職員）は、**自宅で休養**します。
- ・**家庭で毎朝の検温及び風邪症状の確認**をしてください。
- ・毎授業開始時の健康観察と記録をします。

###### イ 感染経路を絶ちます

- ・手洗いを励行し、体育の授業や給食の時など必要なとき以外はマスク着用。
- ・教室の窓と廊下のドアを開けて換気の徹底をします。
- ・児童が下校後、必要箇所の消毒を実施します。

###### ウ 抵抗力を高めます

- ・**十分な睡眠、バランスの取れた食事（早寝・早起き・朝ご飯）**
- ・**基本的な生活習慣の確立** 寝起きの時間、勉強時間、食べる時間

##### ② ご理解・ご協力をお願いします

- ・**体調不良（発熱、咳等の風邪の症状、倦怠感がある等）の場合、登校させない**でください。また、**家族に風邪症状が見られる場合も、自宅休養**をしてください。いずれの場合も、「出席停止」として扱い「欠席」にはなりません。
- ・**登校前に、健康観察カードを活用した検温、健康観察、**をしてください。（検温は、朝・夕に実施することが望ましい。）また、**同居家族の検温等の健康管理**もお願いします。（登校時に全児童の検温と手の消毒を実施します。）
- ・**登校後に体調不良となった場合には、速やかに迎え**に来てください。
- ・**感染が疑われる（濃厚接触者、PCR検査等の対象者になる等）場合には、学校へ速やかに連絡**してください。
- ・**規則正しい生活リズム（早寝・早起き・朝ご飯）**を守らせ、自ら健康管理に努める指導をお願いします。
- ・**登校時には感染症対策用の持ち物として、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを保管する際の清潔なビニールや布等**を持参してください。

##### ③ 登校後の体調管理

###### ア 体調不良者の早期発見について

- ・**体調不良の場合は無理をせず、すぐに教員にその旨話す**ように指導します。
- ・教員は、毎時間ごとに健康観察を行い、**体調不良者の早期発見**に努めます。

###### イ 体調不良者への対応について

- ・当該児童の保護者に連絡をし、安全に帰宅できるようにします。  
**症状がなくなるまでは自宅で休養する**ようにしてください。
- ・帰宅するまでの間、校内では他の者との接触を可能な限り避けられるよう、保健室で待機します。

## (2) 集団感染のリスクへの対応について

### ① マスクの着用

**ア 校内においては、児童及び教職員（保護者・業者）はマスクを着用します。**

**イ ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。**

- ・十分な身体的距離が確保できる場合
- ・熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
- ・体育の授業

### ② 「3つの密」の回避について

**ア 教室での換気について**

- ・2方向の窓、ドアを開放します。
- ・エアコンや暖房器具の使用時も換気を行います。
- ・環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぎます。

**イ 多くの人が密集する場所を作らない**

- ・握手や手つなぎ、ハイタッチ等の不必要な身体接触を避けるよう指導します。
- ・並び方や座席配置等を工夫し、1 m以上の間隔をあけるように努めます。
- ・児童集会などは広い場所で行い、身体的距離を確保します。

**ウ マスクをしないで近距離で会話をしたり発声するなどの密接場面を作りません**

- ・昼食は、対面にならず話をしないように指導します。
- ・廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（右側通行など）を定めます。

**エ 家庭内感染から校内感染への注意について**

**家庭内感染から校内感染に発展させないようにするためにも、以下の利用をご検討ください。**

- ・埼玉県LINEコロナお知らせシステム
- ・厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ

### ③ 手洗いの徹底について

**ア 流水と石けんによるこまめな手洗いやうがいの励行**

- ・手洗いのタイミング  
⇒外から教室に入る時、給食の前後、トイレの後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ時、掃除の後、共有のものを触った時など
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は、他人と共用しないよう指導します。
- ・手指用の消毒液は、流水と石けんによる手洗いができない際に、補助的に用います。

## (3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

① 児童に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けさせるとともに、これらの感染症対策について、児童が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、資料等を活用し、発達段階に応じた「正しく怖がる」指導を行います。

② 飛沫感染や接触感染の仕組みについて児童に理解させ、手指で目、鼻、口や着用中のマスクをできるだけ触らないよう指導します。

## 2 校内の環境衛生管理について

### (1) 清掃・消毒

#### ① 日常の清掃・消毒のポイント

- ア ・清掃用具の劣化はないか、必要な道具がそろっているか、保管は衛生的か等を確認します。
  - ・衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、必要に応じて家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行います。
  - ・器具・用具や清掃道具など共用する物を使った場合は使用前後に手洗いをを行うよう指導します。
- イ ・大勢がよく手を触れる箇所、ドアノブ、手すり、スイッチなどは児童下校後、消毒をします。

#### ② 感染者が発生した場合の消毒について

- ・保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。
- ・当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒します。
- ・トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒します。

### (2) 来校者の対応

- ① 玄関に手指用消毒液を用意し、最初に使用してもらいます。
- ② マスク着用を確認し、必要最少限の滞留とするようにします。

## Ⅱ 教育活動上の留意点について

### 1 学校生活について

#### (1) 登下校

気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い時は、マスクを外すように指導します。

- ・ **マスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけます。**

#### (2) 各教科等の指導

##### ① 授業中について

- ・朝の会や授業開始時に健康観察を実施し、健康状態を把握します。
- ・児童及び教職員は、授業中はマスクを着用します。
- ・可能な限り、身体的距離(目安1m以上)を確保します。
- ・共用の教材、教具などを適切に消毒し、使用する前後で手洗いを徹底します。
- ・少人数による話し合い、教え合いなどを実施する場合には、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。

##### ② 教材等の使用について

- ・個人の教材教具を使用し、児童同士の貸し借りはしないようにします。
- ・器具や用具を共用する場合は、使用前後に消毒や手洗いを行わせます。

### (3) 学校給食

- ① 食事は前向きで、会話をしません。
- ② 給食当番及び配膳担当のマスクの着用・手洗いを徹底させます。
- ③ 配膳を行う児童及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを毎日点検します。

### (4) 休み時間

- ① 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行います。
- ② 廊下歩行のルールを守り、必要のない他の教室やフロアには行かせません。
- ③ 外から教室に入る時やトイレの後などには、必ず手洗いをさせます。

### (5) 清掃

- ① 換気の良い状況で行います。
- ② マスクを着用し、指示以外は話をしないで取り組みます。
- ③ 清掃後は、必ず石けんと流水による手洗いをを行う。

#### 参考資料

入間市立小・中学校版新型コロナウイルス防止対策ガイドライン 令和2年9月

文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ 令和2年9月